

財 関 第 1334 号
平成 19 年 10 月 12 日

(各)税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青 山 幸 恭

北朝鮮に対する措置の継続に伴う税関の対応について

昨年 10 月 14 日より、北朝鮮による核実験に係る我が国の対応として、北朝鮮籍船舶の入港禁止措置及び北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止措置が実施され、税関においては、これらの措置の実効性を確保する観点から、所要の取締り等を実施してきているところである。

今般、これらの措置については、10 月 9 日の閣議において、6 か月間継続することが決定され、実施のための内閣告示第 4 号（別紙 1）及び経済産業省告示第 257 号及び第 258 号が本日付で告示され、10 月 14 日から実施することとされたところである。

については、これらの措置の実効性を確保するため、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙 2）等をも踏まえ、引き続き、先般発出した「北朝鮮に対する措置の継続に伴う税関の対応について」（平成 19 年 4 月 13 日財関第 496 号）に基づき、適切に対応されたい。

なお、北朝鮮に対する輸出禁止措置への対応についても、引き続き、「北朝鮮に対する輸出禁止措置に伴う税関の対応について」（平成 18 年 11 月 14 日財関第 1402 号）に基づき、適切に対応されたい。

内閣告示第四号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十五号）第三条第三項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、同法第四条の規定により告示する。

平成十九年十月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、同年十月十四日より北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止する措置を実施しているところであるが、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十五号）第三条第三項に基づき、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十八年十月十三日閣議決定）及び「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十九年四月十日閣議決定）により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

「四 入港禁止の期間」中「平成十九年十月十三日」を「平成二十年四月十三日」に改める。

(別紙2)

経済産業省

平成19・10・09貿局第3号

平成19年10月12日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

北朝鮮からの輸入禁止措置の継続について

上記の件について、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本告示改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

経済産業省告示第二百五十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成十九年十月十四日から施行する。

平成十九年十月十二日

経済産業大臣 甘利 明

附則中「平成十九年十月十三日」を「平成二十年四月十三日」に改める。

経済産業省告示第二百五十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）別表第一第一号、第三号、第十五号、第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成十九年十月十四日から施行する。

平成十九年十月十二日

経済産業大臣 甘利 明

附則中「平成十九年十月十三日」を「平成二十年四月十三日」に改める。